



## 地域ネットワークの取り組み事例 ④

## 2

## 生協の「地域見守り活動」

尾崎 靖宏 Ozaki Yasuhiro

日本生活協同組合連合会 組織推進本部 福祉事業推進部  
 全国の生協の助け合い活動や地域福祉の推進にあたる。また、災害ボランティア活動の連絡調整や認知症サポーター養成講座の開催も担当している。



## 「生協」ってどんな組織？

みなさんにとって「生協」というと、ほとんどの人がトラックで商品を届けたり、スーパーのようなお店での買い物をイメージされるかと思いますが。生協は厚生労働省が所管する「消費生活協同組合法」に基づく協同組合です。分かりやすく言えば、「ふだんの暮らしを組合員同士で助け合う、非営利組織」と思っただければよいのではないのでしょうか。

現在、全国には宅配や店舗などを通して組合員に商品供給を行う生協（地域購買生協）が138あります（2014年3月末時点）。各生協では豊かな暮らしを求め、共助・互助の組織として各種事業を行ったり、組合員参加によるさまざまな活動に取り組んでいます。

## 「地域社会づくりへの参加」に取り組む

全国の生協と、その連合会である日本生活協同組合連合会（以下、日本生協連）は、1997年に「生協の21世紀理念」として「自立した市民の協同の力で 人間らしい暮らしの創造と 持続可能な社会の実現を」を理念に決めました。

さらに、2011年には、10年後のありたい生協の姿を示した「日本の生協の2020年ビジョン」（以下、2020年ビジョン）を定めました。2020年ビジョンは、たんにありたい姿を記すだけでなく、これを実現するための5つのアクションプラン（行動課題）を提起しています。

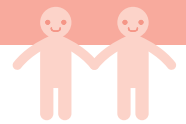
その1つが、「地域社会づくりへの参加」です。このなかで、生協が取り組むべき3つの方向性が明記されました。

## 「地域社会づくりへの参加」として取り組むべき3つの方向性

- ①生協の事業・活動のインフラを活用しながら、地域社会の変化から生まれる新たなニーズに応えた取り組みを展開します。
- ②地域社会の中で、行政やさまざまな団体と協働しながら、高齢者世代、子育て世代、障がい者世帯、外国人など、地域のニーズに応えた相談活動や支援の取り組みを広げ、安心してらせる地域社会づくりに参加します。
- ③社会的課題の学習機会や消費者力の向上の取り組みなどを広げます。自立した消費者市民として、暮らしに関わる主体的な力を高める取り組みを地域で進めます。

## 全国で広がる「地域見守り協定」の締結

上記の「理念」と2020年ビジョンのもと、生協は、事業・活動インフラを活用して、地域のなかでさまざまな取り組みを行っています。例えば、宅配や夕食宅配事業のしくみを生かした地域見守り活動、店舗の集会室などを利用した子育て支援、買い物弱者を支える移動販売、生活相談・貸付事業、葬祭事業、地域の集いの場づくり、行政サービスの受託、フードバンク支



援、地域のNPO支援など、それぞれの地域のニーズに応えた事業・活動を展開しています。

なかでも近年、全国の生協に広がっているのが、地元自治体との「地域見守り協定」締結の取り組みです。全国で912万世帯以上が利用している生協の宅配や夕食宅配は、毎週同じ曜日（夕食宅配では週5日）の同じ時間に、同じ配達担当者が地域を回り、商品を届けています。一人暮らしの組合員や、地域の高齢者と接する機会が多いという特長を生かし、地域の見守り活動に携わるといえるものです。2014年3月末日現在、39都道府県で80生協677協定（自治体等の重複含む）まで広がっています\*。

「地域見守り協定」では、配達の際、「ポストに新聞や郵便物がたまっている」「届けた商品や弁当が、手つかずのまま残っていた」「部屋の電気がついたままだった」などの異変を感じた場合、指定された行政窓口や地域包括支援センターなどに通報します。

また、この協定の締結に当たり、宅配担当者に「認知症サポーター養成講座」を行っている生協も数多くあります。さらに、生協の宅配・夕食宅配のしくみを活用し、「高齢者の消費者被害防止」や「不法投棄の監視」など、行政との新たな協定の締結も進んでいます。

### 「高齢者の消費者被害防止」も ～コープこうべの事例～

コープこうべ（兵庫県）では2011年4月から、健康や品質を重視した独自の夕食弁当を月曜から金曜の週5日、毎日自宅まで配達する、夕食サポート「まいくる」を開始しています。2014年3月末時点で総登録者数約20,000人、1日当たり約6,000食の利用があります。

同生協では、このしくみを高齢者の消費者被害防止にも役立てようと、2012年5月に神戸市と「高齢消費者に対する啓発活動に関する協定」を締結し、現在は6市に拡大しています。この協



写真 消費者被害の注意喚起チラシが添えられた夕食宅配の弁当  
（画像提供：コープこうべ）

定では、夕食宅配の弁当に行政から委託された消費者被害の注意喚起チラシを添付したり（写真）、宅配時に注意喚起の声掛けをしたり、特定の商品が大量に届けられていないか確認などを行っています。

現時点では、これらの取り組みで消費者被害を防ぐことができたという報告はありませんが、同生協が実施したアンケートでは「夕食宅配で配られた啓発チラシが役立っている」という声が寄せられたほか、啓発チラシに記載している消費生活センターに、利用者から問い合わせがあった事例もあります。

### 今後の課題 ～地域の諸団体と連携し さらなる高齢者の見守りへ～

地域の高齢者が安心して暮らしていくためには、日常的な見守りや支援、前述の消費者被害防止のほかにも、さまざまな生活課題への対応が必要です。しかし、その対応を生協だけで行うことは到底不可能です。

地域の人たちや行政、社会福祉協議会、ほかのNPO団体などと連携し、支援が必要な人を継続して見守るしくみに生協が役立つことができればと考えています。

\* 詳しくは、日本生協連のホームページ内（<http://jccu.coop/info/pressrelease/2014/04/-3980677.html>）を参照。